

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年4月7日付けで行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、平成23年11月1日から平成24年1月30日までの間に異議申立人を父とする死産届（以下「本件死産届」という。）が提出された場合に、実施機関が保有することとなる異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件対象個人情報について、その存否を答えるだけで、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に掲げる不開示情報を開示することになるとして、条例第15条（個人情報の存否に関する情報）の規定に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成26年3月27日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件対象個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成26年4月7日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年4月21日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定について

本件対象個人情報について、条例第14条及び第15条を適用し不開示とするこ

とは、明らかに不当である。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 条例第2条第1項第1号において、「個人情報」とは、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの」と規定されている。よって、開示することにより、特定の個人の利益を害するものでなければ、不開示とすることは許されない。

イ 本件死産届に何ら手を加えずそのまま開示すれば、母の欄に記載された特定の個人の利益を害するおそれがある。しかし、条例第14条第2項の規定に基づき、母の欄など不開示情報に該当する部分にマスキングを施すなどの手法を用いれば、特定の個人の利益を害するおそれがなくなり、条例第14条第1項第1号に該当しない。

(3) 条例第15条該当性について

ア 条例第15条は、開示請求に係る個人情報が存在することを明らかにすること自体により、特定の個人に弊害が生じる場合を想定した規定である。本件対象個人情報が存在すると回答した上で不開示としても、誰が母であるか不明である以上、何ら特定の個人の利益を害しないため、条例第15条を適用することは、明らかに誤っている。

イ 本件開示請求に条例第15条を適用することは、存否応答拒否制度の誤用又は濫用であり、許されない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 開示請求者以外の個人が提出した死産届については、本件対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の個人が死産したかどうかという情報を開示することになる。
- (2) 開示請求者以外の個人が死産したかどうかという情報は、社会通念上、個人の秘密に関する事項と考えられることから、当該情報を開示すると、開示請求者以外の個人の正当な利益を害するおそれがある。
- (3) 本件死産届に記載された個人情報は、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するため、条例第15条の規定に基づき、本件対象個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。
- (4) 本件対象個人情報の存否を明らかにできないため、条例第14条第2項による部分開示もできない。

6 審議会の判断

(1) 死産届について

ア 妊娠第4月以降の妊婦が死産したときは、ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件（昭和20年勅令第542号）により、法律としての効力を有するものとされる、死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号。以下「死産規程」という。）に基づき、「公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明かにすることを目的」として、死産の届出が義務付けられている。

イ 死産の届出は、死産規程第4条及び第7条の規定により、届出人の所在地又は死産があった場所の市町村長に、死産児の父が死産後7日以内に届け出なければならないとされており、やむを得ない事由のため父が届出をすることができないときは①母、②同居人、③死産に立会った医師、④死産に立会った助産師、⑤その他の立会者の順序で届け出なければならないとされている。

ウ 死産規程第5条によると、届出人は、父母の氏名、婚姻の届出直前の本籍、死産の年月日時分及び場所等を死産届に記載して届け出ることとされているが、やむを得ない事由により父が不明である場合は、父の氏名及び本籍を記載せずに届出することも可能である。

エ 死産届を受理した市町村長は、人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）に基づき、人口動態調査票（死産票）を作成することとされており、当該調査票に死産届を添付して、管轄の保健所長へ送付することとされている。

なお、市町村長から死産届の送付を受けた保健所長は、死産届書及びその他の書類の整理保存について（昭和23年11月26日予発第1515号各都道府県知事宛厚生省予防局長通知）により、死産届を5年間保存することとされている。

(2) 本件対象個人情報の存否応答拒否について

実施機関は、条例第15条の規定により、本件対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第1項第1号の不開示情報を開示することとなるとして存否応答拒否を行ったものである。そこで、本件対象個人情報の存否を答えることが同号に規定する不開示情報を開示することになるか否かについて検討する。

ア 条例第14条第1項第1号該当性について

(7) 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報を本人（開示請求者）に開示すると当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合、当該情報を不開示とする旨を定めたものである。

同号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所、学歴等に関する情報の

ほか、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全てをいうものであって、条例第2条第1項第1号に規定する個人情報とは異なり、生存する個人に関する情報に限定されず、特定の個人を識別しうるかどうかは考慮されない。

また、「正当な利益を害するおそれがあると認められる」とは、開示請求者以外の個人に関する情報を開示することによって、当該個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがある場合をいい、これに該当するか否かは、個人情報の内容、本人と当該個人との関係等から判断すべきものである。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人に関する情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る情報である場合は、正当な利益を害することにならないというべきである。

(イ) 該当性の判断

死産届は、妊娠した母が胎児を死産したという事実を届け出るものであり、死産したか否かという事実は、母に関する個人情報であると認められる。また、当該事実は、母のプライバシーに関わる極めてセンシティブな情報であることから、これを開示すれば、母の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、死産届に父の氏名が記載されている場合、当該死産届は、父の個人情報としての性格も有するものである。

また、死産の届出は、死産規程第7条の規定により、本来、父である異議申立人がなすべきものであり、その場合の母は、父と性的接触等の関係があった者であることから、通常であれば、異議申立人は当該死産届に記載される母の氏名を含む全ての情報を知っている立場にあると考えられるため、これを開示しても母の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、不開示情報に該当しない。

しかし、本件開示請求の場合、異議申立人が本件死産届の提出された期間について比較的長期間を指定していること並びに異議申立書及び意見書において部分開示決定を主張していることから判断すると、異議申立人が本件死産届を提出したことが明らかであるとは認められず、また、本件死産届に記載されることとなる母が死産したという事実について、当然に知っている立場にあることが明らかであるとは認められない。

よって、本件開示請求に係る個人情報に含まれる異議申立人以外の個人である母の情報は、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報に該当する。

イ 存否応答拒否の該当性について

本件対象個人情報の存否を明らかにして開示・不開示の決定を行えば、異議申立人以外の個人である母が死産したか否かという事実の有無が明らかになり、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになると認められる。

なお、異議申立人は条例第14条第2項に規定する部分開示決定を主張しているが、本件対象個人情報が存在したとした場合に、母の氏名を隠して開示したとしても、異議申立人以外の個人である母が死産したという事実が明らかになり、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、当該主張は採用することができない。

7 結論

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。